

松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正（案）の概要

1 条例改正の目的

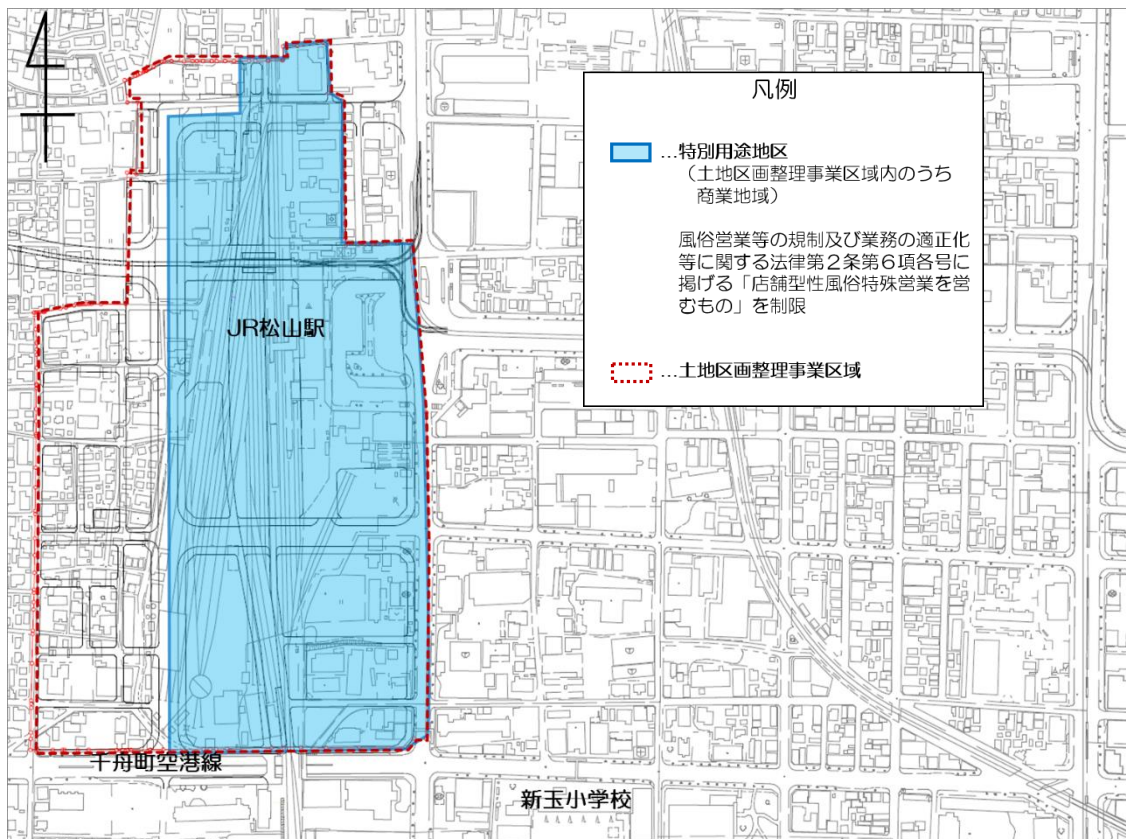
現在、松山市では、松山駅周辺土地区画整理事業区域内の商業地域で、土地の高度利用へ誘導を行い高次の商業・業務機能等の集積強化を図るとともに、健全で魅力的な都市環境の保持を目指して、ラブホテルを含む風営法第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の建築物を制限する「松山駅周辺特別業務地区」を特別用途地区に追加するため、「松山市特別用途地区建築条例」の一部改正を検討しています。

しかし、建築基準法及び風営法上「ラブホテル」の用途の判断が難しい、いわゆる「類似ラブホテル」が建築される場合、この「松山市特別用途地区建築条例」や、現行の「松山市特定ホテル建築規制条例」では、規制することができません。そこで、「類似ラブホテル」の建築を規制するため、松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正を行います。

2 条例改正の内容

条例第3条第1項の特定ホテル建築規制区域に松山市特別用途地区建築条例別表左欄に掲げる特別用途地区のうちの「松山駅周辺特別業務地区」を加えます。

3 特別用途地区（松山駅周辺特別業務地区）の計画範囲

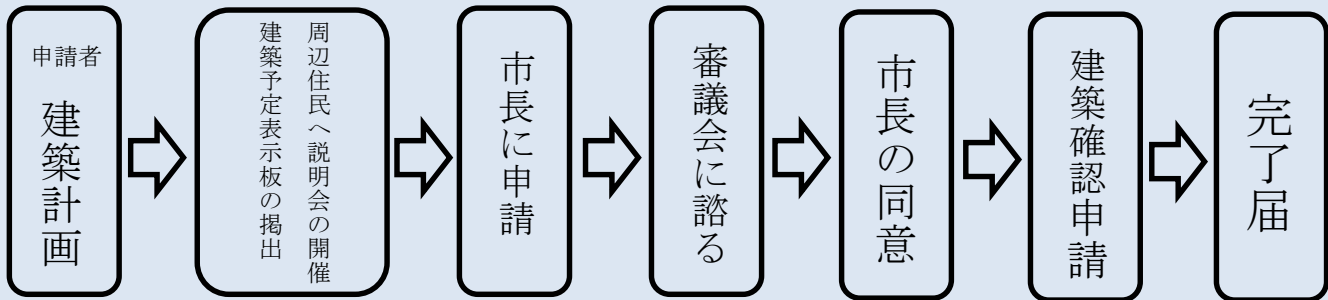


松山市特定ホテル建築規制条例の概要（案）

概要

※「特定ホテル」に該当すれば
建築不可

○手続き



○建築規制地域

商業地域以外 及び
特別用途地区（松山駅周辺特別業務地区）
（市街化調整区域・都市計画区域外を除く）

○市長の権限

- ・報告を求める
- ・調査を行う
- ・指導
- ・勧告
- ・命令
- ・罰則

建築行為

以下の建築を行う場合、手続きが必要となる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
- (2) 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕
- (3) 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替
- (4) 建築基準法第87条第1項に規定する建築物の用途の変更
- (5) 各客室の床面積又は客室総数の変更を伴う修繕又は模様替

※「特定ホテル」とは、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とするものであって、その構造及び設備が次のいずれかに該当する施設をいう。

- ①利用客と従業員とが開放的に対面できるフロント、玄関帳場等の設備を有しない施設
- ②利用客が共用玄関からフロント等、廊下、階段、昇降機その他の共用の施設を通過して客室に入る構造を有しない施設
- ③利用客が自由に利用できる食堂又はロビーの使用上有効な床面積が、収容人員ごとに定める数値に達しない施設
- ④食堂及びロビーの付近に利用客用の男女別の便所を設けていない施設
- ⑤1人用の客室（床面積が20㎡以下のもの）の数が客室総数の3分の1未満である施設
- ⑥ホテル等の形態、意匠、照明、屋外広告物等が周辺的生活環境と調和しない施設